

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 11月度)

- 1 日 時 令和6年11月1日(金)
開会：午前10時00分
閉会：午前11時00分
- 2 場 所 氷見市役所A棟2階全員協議会室
- 3 出席委員 13名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 4番 栗山 敬行
5番 平井 清一 6番 田中 昭一 7番 池田 貢
8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎 10番 吉田 純夫
11番 森 久志 13番 山本 善榮 14番 浮橋 勉
15番 向 悟司
- 4 欠席委員 3番 上野 和枝 12番 高木 良治
- 5 議 題 第1号議題 農地利用集積計画について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 松村 涼子
市長部局から
農林畜産課 主査 浦 達也

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度11月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を三島委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農地利用集積計画について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について

であります。

□議長(会長) 本日は、上野委員と高木委員の欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中13名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、栗山委員、平井委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農用地利用集積計画につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 本件は、氷見市長より農用地利用集積計画について10月22日付けで諮問があり、本総会において審議し、決定結果を委員会から答申するものです。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題『農用地利用集積計画について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） それでは、第2号議題『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、ご説明いたします。農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は7件です。すべて所有権移転の設定となっています。

番号1番 ——地区です。

申請地は氷見市**——番

申請面積は、——㎡、地目は登記、現況が共に畑です。

譲渡人 千葉県**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、無償契約で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、——㎡で、今回の申請農地——㎡を取得すると、合計——㎡となります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

申請地は、譲渡人の父が、生前、畑作を行ってきました。譲渡人の父が加齢で、耕作不可能となった時点で譲受人の父とその家族が継続して農地を耕作し管理しています。その後、譲渡人の父が亡くなり、現所有

者となった相続人の譲渡し人は、千葉在住で現実に、農地利用できない状況であり、弟家族の譲受人の父も無くなっているため、その弟家族の相続人である譲受者と話をし、無償贈与することで、永続的に農地利用してもらうことで合意したものです。現在、耕作しており耕運機や草刈り機などを所有しています。

番号2番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が田、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、有償契約で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得することになります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

譲受人は****年*月から3年間、地域おこし協力隊員として灘浦みかんの栽培などの農作業に携わってきました。地域おこし隊員終了後も、夫婦で移住し農業に携わる傍ら、果樹や他の植物等の原材料を利用した製品を作っています。

今回、譲受人の自宅兼事務所の隣地である本件申請地を譲り受けて、みかんの木やハーブなどを植え、地域おこし協力隊での農業経験を活かし商品の材料となる果樹や草花の畑として利用したいとしています。

譲渡人は、今後も耕作や管理ができないため、譲受人の申し出を了承し、譲受人がこの農地の所有権を得て耕作をしていくことで合意が成立したものです。

番号3番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が田、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得することになります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

譲受人は久目地内にある住宅が、震災により被害を受け住めなくなったため解体する意向です。譲受人は不動産業の仲介により、譲渡人が所有する**地内の申請地農地1筆及び宅地2筆と住宅1棟について、今後、譲渡人と契約締結し所有権移転を経て移り住む予定で、譲渡し人へ有償の買い付け申し込みをしています。

なお、申請農地1筆については、譲受人の取得予定の住宅に隣接し

ており、譲受人家族で耕作が可能な環境にあります。

番号4番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番、——番の2筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が畑、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番地 ** から

譲受人 氷見市**——番地（氏名〇〇）へ

譲渡人の要望で、無償で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得することになります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

申請農地の草刈り等の管理は、譲受人の父が行ってきましたが平成**年**月に亡くなられてからは、譲受人が相続し草刈り等の管理を行っています。そこで、譲渡人は申請農地を譲受人に無償で所有権を移転する。

番号5番 ——地区です。

所在地番は、氷見市**——番です。

申請面積は、** m^2 、地目は登記が畑、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、有償契約で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると合計—— m^2 となります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

譲受人は、譲受人は兼業農家で田の耕作で十分で、畑まで出来ないため、専業農家である譲受人に譲渡することにより、畑作をすることで合意が成立したものです。

番号6番 ——地区です。

所在地番は、氷見市**——番です。

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が田、現況が畑です。

譲渡人 東京都**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、有償契約で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると合計—— m^2 となります。

申請地は、畑として耕作できる状態です。

申請地は、平成**年**月**日の土地改良法による換地処分を受けた田であるが、面積が** m^2 と小さく**地区の営農組合としても耕作できない小さな面積であるため、隣接に住宅を有し、譲受人に畑として利用しても

らうことで、この農地の所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

番号7番 ——地区です。

所在地番は、氷見市**——番 外2筆です。

申請面積は、**㎡、地目は登記がすべて田、現況がすべて田です。

譲渡人 氷見市**——番地(***)から

譲受人 氷見市**——番地(***)へ

譲渡人の要望で、無償契約で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、——㎡で、今回の申請農地——㎡を取得すると合計——㎡となります。

参考までに、譲受人の経営面積は、——㎡で、今回の申請農地——㎡を取得すると合計——㎡となります。

申請地は、ため池の取水設備の不具合があり、ため池からの取水が難しく、水稻耕作は困難なため、現在、畑として耕作できる状態です。

先代同士で申請地の授受の約束をしていましたが、諸般の事情で、それぞれの代が変わり、相続した譲渡し人と譲受人は、父同士の約束をもとに 譲受人へ、申請農地の所有権を移転して耕作していくことで合意が成立したものです。

以上の7件であります。

引き続き許可基準について、説明させていただきます。

今回の案件7件は、①全部効率利用、②常時従事、これは原則、年間150日以上農業従事日数になります、③地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**推進委員）登記地目と現況地目が違う場合、地目変更をしてもらわなくてよいのか。

（事務局） 所有者から申請により、農業委員会で現況を畑であるとか、証明をしている。そこで証明のとおり、法務局で地目の変更の申請をするかは、あくまでも所有者の判断である。

（**推進委員）用水を引かない形にして田を畑に変えた場合、申請することによって土改賦課金がかからなくすることも考えられる。

（**委員） 本来なら、現況にあわせて、地目変更登記はしなければならないと思う。

(事務局) 多数あるので、実際には難しい。

□議長(会長) 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長(会長) 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第3号議題、『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について』意見を付する件、1件につきまして説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

今回の案件は、5条が1件となっております。

番号1番 5条の案件で、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地(***)

譲渡人は、氷見市**——番地(***)

申請地は、氷見市**——番 です。

申請書において地目は登記は田、現況は田、現地は田として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が住宅敷地、権利は所有権移転です。

農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について、説明させていただきます。

許可基準につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地となり原則不許可ですが、集落に接続しているため例外許可となります。

では、今回付された案件1件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長(会長) 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般一月一日、わたしと事務局員で現地調査を実施しました。その結果について報告いたします。

今回の案件1件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長(会長) 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件』につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長(会長) 次に、第4号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 本件は、氷見市長より一月一日付けで諮問があり、本総会において審議し、答申するものです。

(事務局) 担当者(農業委員会併任職員)から説明

それでは、第4号議題、氷見農業振興地域整備計画の変更について、につきまして、説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為が出来ないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

今回、願出のあった除外は、1件です。

番号1、地区は——です。

願出者は、氷見市**——番地(***)

譲受人は、高岡市**——番地(***)

対象地は、氷見市**——番の一部、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は、——㎡です。除外後の用途は、住宅敷地です。

農用地区域でしかできない理由として、

申請者夫婦は将来的に子供を持つことを望んでおりますが、共働きのため両親の協力が必須となることから、実家から半径 500m以内であり、また夫婦で〇〇市で勤務していることから、能越自動車道を利用することも考え、〇〇インターから 300m以内となる第三種農地で検討を行いました。検討範囲内に希望の宅地および雑種地等がなく、農地は地区全域が農業振興区域内にあることから除外を行うものです。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して 8 年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました一委員と事務局員による現地調査につきまして、一委員から報告を受けます。

（委員） 現地調査の報告**

先般一月一日、わたしと事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と一委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

(**委員) この位置図の農用地区域でなさそうな住宅地に隣接している場所でも農用地区域になっているのか。

(事務局) この地区は、住宅が建っている場所以外は、ほとんど農用地区域となっています。しれで、住宅を建てようとする大抵、除外からとなります。

(**委員) 実際には、農用地区域から外しておいてもよいように思います。

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか？

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会11月度定例総会を終了します。

その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年11月1日

議 長

署名委員

署名委員